



2021年  
3月  
221号



# 連合鶴岡田川

編集発行  
連合山形鶴岡田川  
地域協議会  
鶴岡市泉町8-57  
TEL 0235-25-8605  
労働組合センター内



## 【3. 8国際女性デーを迎えて】参議院議員 舟山康江

政府や自治体、労働組合を始めとする民間団体など多くのご関係者が、女性差別の撤廃と男女共同参画の推進に向けて、日々精力的に取り組んでいらっしゃることに心から敬意と感謝を申し上げます。

今年の2月3日、そうした取り組みとは完全に逆行するまさかの発言が東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森会長（当時）の口から飛び出しました。「女性理事が増えると発言が増え会議が長引く」との発言は、森会長の完全な偏見と誤解による見解と断ずるほかなく、女性を蔑視するものとして、到底看過することはできません。

早速、連合組織内議員でもある矢田わか子国民民主党男女共同参画推進本部長とともに橋本聖子大臣（当時。東京五輪・女性活躍・男女共同参画担当）に対して、抗議の意思を伝えるとともに、国連女性差別撤廃条約の選択議定書の早期批准や、選択的夫婦別姓制度の早期実現など、女性差別の撤廃と男女共同参画推進に関する申し入れを行いました。

結局、森会長が辞任し、橋本新会長が誕生しましたが、キス強要の過去や政治的公平性への疑義など早くも問題が噴出し、国際的にも禍根を残すことがないか、注視が必要です。

森前会長のような女性蔑視だけでなく、我が国では女性の政治や社会への参画に大きな障害が伴い、国際的に見ても大きく立ち後れていると言わざるを得ません。

例えば、昨年末に閣議決定された「第5次男女共同参画計画」では「国政選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする」目標が掲げられましたが、現在、衆議院では女性議員は1割にも届いていないのが現実です。

国民民主党の次期衆議院選の女性候補者比率は3割を超えていますが、女性議員が特に少ない与党の背中を押すためにも、引き続き、積極的な擁立を図っていきます。

地域活動における女性の参画状況を見ても、自治会長に占める割合は2025年の目標値ですら10%で、2020年の実績はわずか6.1%に止まります。また、農業委員に占める割合は2025年の目標値では30%が掲げられていますが、2019年の実績はわずか12.1%です。

一方、若い女性の地方からの転出理由として「地元や親元を離れたかった」と答える割合が高く、その理由として「固定的な性別役割分担意識等が根強く存在しており女性の居場所と出番を奪っている」との専門家による分析もあります。

このことから分かるように、女性の方が家事や子育て、介護に関わる時間が長く、時間的制約も大きいことが、社会参加の厚い壁になっています。私自身は家族や近隣の方々の支えで、何とか乗り切ってきましたが、全ての女性がそうした環境にあるわけではありません。

数値目標を掲げることも大事ですが、それをいかに達成するのか、政府の本気度が問われています。引き続き、私自身も知恵を絞り、政府の取り組みを後押ししてまいります。

連合山形鶴岡田川地域協議会の組合員の皆様と一緒にがんばります。舟山やすえ



連合は「Action!36」キャンペーンを全国で展開しています。  
 会社が残業をさせるためには「36協定の締結」が不可欠ですが、そのことを知っている人は5割半ば（連合2017年インターネット調査・有効回答数1,000人）で、勤め先が「36協定を締結している」のは、なんと4割半ばとの回答でした。この調査から、36協定を結ばずに残業させている企業が多いという実態が浮き彫りになりました。

長時間労働を是正して、すべての職場で「より良い働き方」を実現していくためには、何はともあれ「36協定の適切な締結」が絶対に必要です。そんな思いを込めて"Action!36"をスタートしました。

### 【労働基準法36条】

労働基準法36条に「労働者は法定労働時間（1日8時間1週40時間）を超えて労働させる場合や、休日労働をさせる場合には、あらかじめ、労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならない」と定められています。

会社が法定労働時間以上の残業や法定休日出勤を従業員に課す場合は、労使間で「時間外労働・休日労働に関する協定書」を締結し、別途「36協定届」を労働基準監督署に届け出ることになっています。

就業規則の作成と届け出は常時10人以上の労働者を使用する使用者と規定されているのに対し、36協定は労働者がたった1人でも、法定の労働時間を超えて労働（法定時間外労働）させる場合、又は、法定の休日に労働（法定休日労働）させる場合には、届け出が必要なのです。

もし、この「36協定届」を労働基準監督署に届け出ずに従業員に時間外労働をさせた場合は、労働基準法違反となるのです。しかし、平成25年10月に厚生労働省労働基準局が発表した調査によると、中小企業の56.6%が時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結しておらず、そのうちの半数以上が「時間外労働や休日出勤があるにも関わらず労使協定を締結していない」＝「違法残業を課している」ということが明らかとなりました。

### 【3月6日は36（サブロク）協定の日】

連合は2019年4月1日から改正労働基準法が施行されたことを踏まえて、長時間労働を是正し、すべての職場に「36協定の適切な締結」を広めるため、厚生労働省などを含む協賛団体と3月6日を36協定の日と位置づけて取り組みを行っています。また、全国中小企業団体中央会との長時間労働是正に向けた共同宣言も実施しています。



労働相談ホットライン ※連合につながります。

フリーダイヤル いこうよれんどうに  
 ☎ 0120-154-052

安心して働きたら、

働くあなたの味方です!

